附則第百五条第三項中「新租税特別措置法」を「租税特別措置法」に、「第六十八条の十五の七第七項」を「第六十八条の十五の六の二第七項」に改める。

附則第百六条第二項及び第百十三条中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改める。

附則第百十五条中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

附則第百十六条第三項及び第七項中「平成三十一年十二月三十一日」を「令和元年十二月三十一日」に改める。

附則第百十七条中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

附則第百十八条第二項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改め、同条第三項中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改め、同条第四項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附則第百二十条第二項中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に、「平成三十五年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

附則第百二十一条第三項中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に、「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附則第百二十二条中「平成三十三年一月一日」を「令和三年一月一日」に改める。

附則第百二十三条中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

附則第百二十四条第一項中「平成三十一年十二月三十一日」を「令和元年十二月三十一日」に改め、同条第二項中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改め、同条第三項中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改め、同条第四項中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

附則第百二十五条中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に、「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附則第百二十六条第一項中「平成三十二年一月一日」を「令和二年一月一日」に改める。

附則第百三十一条第一項中「平成三十三年九月三十日までの」を「令和三年九月三十日までの」に改め、同項の表平成三十年十月一日から平成三十二年九月三十日までの項中「平成三十二年九月三十日」を「令和二年九月三十日」に改め、同表平成三十二年十月一日から平成三十三年九月三十日までの項中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に、「平成三十三年九月三十日」を「令和三年九月三十日」に改め、同条第二項中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改める。

（平成三十一年所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第三十一条　所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号）の一部を次のように改正する。

第十一条のうち租税特別措置法第三十七条の十四の改正規定中「同条第二十八項中「二十歳」を「十八歳」に改め、同項」を「同条第二十八項」に改める。

第十一条のうち租税特別措置法第三十七条の十四の二の改正規定中「、同条第十八項中「二十歳」を「十八歳」に改め」を削る。

第十一条のうち、租税特別措置法第四十条の三の三第十九項の改正規定中「」を「第二十二項の」を「規定により読み替えて適用される国税通則法」を「第二十二項の規定により読み替えて適用される国税通則法」に改め、同条第十六項の改正規定中「改め、「第四項並びに」を削り、「前二項の」を「の」に、「前二項及び」を「及び」を「から第五項まで及び」を「及び第四項並びに」に、「同法第四十条の三の三第十六項」と、同条第四項中「第一項又は前項」とあるのは「第一項、前項又は租税特別措置法第四十条の三の三第十六項」を「同条第十六項」を「同条第二十二項」を「同条第十六項」を「同条第二十二項」に、「第四十条の三の三第十六項の」を「第四十条の三の三第二十二項の」に、「同法第四十条の三の三第十六項」を「同法第四十条の三の三第二十二項」に改め、「、同条第五項中「又は前二項」とあるのは「若しくは前二項又は租税特別措置法第四十条の三の三第十六項」とする」を「第四十条の三の三第二十二項」とする」に改める。

第十一条のうち、租税特別措置法第四十一条の十九の五第十三項の表第四十条の三の三第十九項の項の改正規定中「改め」を「「第四十条の三の三第十六項」を「第四十条の三の三第二十二項」に改め」に改め、同表第四十条の三の三第十六項の項の改正規定中

及び租税特別措置法	第四十条の三の三第二十二項（第四十条の三の三第二十二項の計算の特例）及び同法第四十一条の十九の五第十三項（国外所得金額の計算の特例）において準用する同法
及び同条第二十二項	及び同法第四十一条の十九の五第十三項において準用する同法第四十条の三の三第二十二項

を

第四十条の三の三第二十二項（第四十条の三の三第二十二項の計算の特例）及び同法	第四十一条の十九の五第十三項（国外所得金額の計算の特例）において準用する同法第四十一条の十九の五第十三項（国外所得金額の計算の特例）において準用する同法第四十条の三の三第二十二項の十九の五第十三項において準用する同法第四十条の三の三第二十二項の十条の三の三第二十二項の四十一条の十九の五第十三項において準用する同法
「前条及び租税特別措置法	「前条及び租税特別措置法第四十一条の十九の五第十三項

に改める。

第十一条のうち租税特別措置法第八十八条の八第一項の改正規定中「平成四十六年四月一日」を「令和十六年四月一日」に改める。

附則第一条第一号中「平成三十一年五月一日」を「令和元年五月一日」に改め、同条第二号中「平成三十一年六月一日」を「令和元年六月一日」に改め、同条第三号中「平成三十一年七月一日」を「令和元年七月一日」に改め、同条第四号中「平成三十一年九月三十日」に改め、同条第五号中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改め、同条第六号中「平成三十二年一月一日」を「令和二年一月一日」に改め、同条第七号中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改め、同条第九号中「平成三十三年一月一日」を「令和三年一月一日」に改め、同条第十号中「平成三十四年一月一日」を「令和四年一月一日」に改め、同号ロ中「、同条第二十八項の改正規定」及び「、同条第十八項の改正規定」を削り、「第三項及び第四項、第三十八条第一項から第三項まで」を「第三十八条第一項及び第二項」に改め、同条第十二号中「平成四十六年四月一日」を「令和十六年四月一日」に改める。

附則第三条中「平成三十一年分」を「令和元年分（平成三十一年一月一日から令和元年十二月三十一日までの期間に係る年分をいう。以下附則第九十一条までにおいて同じ。）」に改める。